

## 受講を希望するにあたっての留意事項

### 1 欠席について

講習は全ての授業への出席を基本とします。

- ① 生涯学習概論・社会教育経営論・社会教育演習の科目ではいずれかの科目で3回以上、生涯学習支援論の科目では4回以上、欠席すると、その時点で受講資格が失われ、以降の全ての科目を受講することができなくなります。
- ② 授業に10分以上遅刻すると欠席扱いとなります。
- ③ 万一欠席した場合でも、欠席扱いとした上で学修の進度を調整するために、事後課題等を課す場合があります。(事後課題に取り組んでも「欠席」が「出席」に変わるわけではありません。)
- ④ 「令和8年度 島根大学社会教育主事講習 日程表(別表2)」を確認し、既に講習日に業務や行事等が重なっている場合は、講習に出席できるよう調整するか、受講について再検討してください。
- ⑤ 特に7月18日・19日では開講式とオリエンテーション、8月21日の社会教育演習では所属ゼミの決定、社会教育演習での所属ゼミを決定、1月23日は閉講式を行う重要な回です。出席できるよう調整してください。
- ⑥ 公欠事由として認められる場合は、欠席として扱いません。

### 2 単位の修得について

- (1) 各科目の単位は、授業態度、課題(レポート)の内容や提出状況等で評価し、認定します。
- (2) 生涯学習概論・社会教育経営論・社会教育演習の科目ではいずれかの科目で3回以上、生涯学習支援論の科目では4回以上、欠席すると、その時点で受講資格が失われ、全ての科目の単位が認定されません。

### 3 オンライン授業の受講について

本講習はオンラインでの授業を実施しますが、学修の効果を高めるために、対話的な学びを重視します。そのため、受講者には、対話的な学びのために必要な条件として、次のようなオンライン環境の整備を求めます。

- (1) オンライン授業を受講するために、カメラおよびマイクの使用できる、個人のパソコンやタブレットなどを用意してください(スマートフォン不可)。職場等のパソコンやタブレットなどはアクセス制限が設けられている場合があるので、必ず個人所有のパソコンやタブレットなどを用意してください。
- (2) 授業では、受講者はカメラをオンにして受講してください。
- (3) 授業は、ウェブ会議システム Zoom を使用して実施します。
- (4) 授業中の話し合いや講習に関する連絡、課題提出等のために、Google の各種アプリ(スプレッドシート、Classroom、Gmail など)を使用します。そのため、Google アカウントが必要になります。**また、連絡ツールとして Discord を使用しますのでインストールすることが必要となります。**
- (5) オンライン授業で使用するパソコンなどは、以下の条件を満たすことを推奨します。  
CPUスコア 5000pt 以上 回線速度 2.6Mbps/1.8Mbps(上り/下り)  
例えば以下の動画やサイト等を参考にご確認ください(サイトの内容を保証するものではありません)。  
解説動画(<https://youtu.be/c3LIu8T6O94>)、測定サイト(<https://speedtest.gate02.ne.jp/>)
- (6) オンライン環境の整備のために、受講決定後、接続テスト等のサポート体制を準備しています。また、メール等での相談体制も準備しています。ただし、自己解決する姿勢を持っていただきたいと思います。

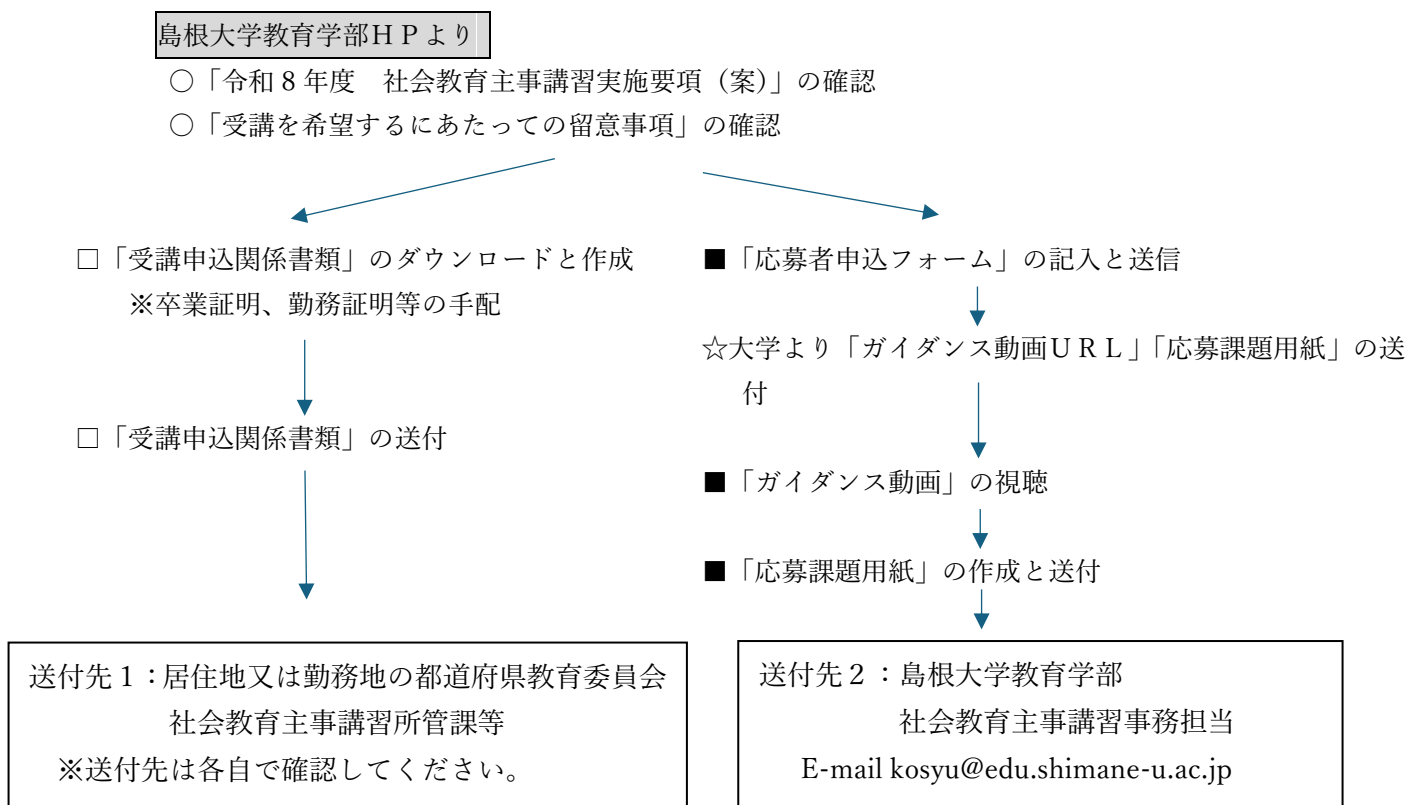
#### 4 「応募課題用紙」の提出について

- (1) 受講申込者には、受講申込関係書類とは別に応募課題を作成し提出していただきます。
- (2) 受講申込関係書類、応募課題用紙のいずれの提出物も期限がありますので遅れないようご注意ください。

#### 5 受講者の選定について

- (1) 本講習は本学（実施機関）の地元、山陰地域のニーズを踏まえて定員を50名としています。よって山陰地域（島根県、鳥取県）の教育委員会から申込みのあった受講申込者の選定とその他の地域からの受講申込者の選定は分けて行います。
- (2) 受講申込者には、応募の結果について6月中旬までに「応募者申込フォーム」に記載された宛先にメールでお知らせする予定です。

#### 6 受講手続きの流れ



**提出期限：令和8年5月17日（日）（送付先1，2ともに）**

- (1) 「受講申込関係書類」と「応募課題用紙」は提出先が異なります。両方の提出が必須ですので注意してください。
- (2) 都道府県教育委員会の所管課（送付先アドレス等）については、文部科学省HPか居住地又は勤務地の都道府県教育委員会にお問い合わせください。
- (3) 「受講申込関係書類」を記入する上で不明な点等については、居住地又は勤務地の都道府県教育委員会にお問い合わせください。